

## 令和8年度公益財団法人盛岡国際交流協会 国際交流事業補助金交付事業 募集要項

### 1 事業の目的

盛岡市内の民間団体が行う国際交流、国際交流協力活動を支援するため、公益財団法人盛岡国際交流協会補助金交付要綱に基づき、対象経費に対して補助金を交付することで、盛岡市の国際化の推進に資することを目的とします。

### 2 事業の内容

当事業に係る補助内容については、「公益財団法人盛岡国際交流協会補助金交付要綱」に基づくものとし、事業は令和9年3月5日（金）までに完了するものとします。

<主な対象事業>

- ①市内で実施する国際交流・協力事業
- ②本市の優れた文化等を広く知ってもらうために海外で実施する国際交流事業
- ③多文化共生の推進に寄与する事業

<対象とならない主な事業>

- ①過去3年間継続して補助を受けた事業
- ②国、地方公共団体及びその他の団体から同種の補助金、助成金等を受けている事業
- ③参加費等の事業収入で事業経費が賄える事業

### 3 募集期間

令和8年4月6日（月）～令和8年4月30日（木）

※ 上記募集期間内に予算額上限に達しなかった場合は、再募集することとします。

### 4 募集方法

盛岡国際交流協会のホームページやSNS等での周知を行います。

### 5 交付の決定

募集期間中に申請のあったものの中から、予算の範囲内において1事業につき5万円を限度額として交付決定します。補助金の交付については、募集期間終了後、事務局内の審査を経て決定し、審査には概ね2週間程度期間を要します。

なお、補助金交付決定前に事業に着手することは可能ですが、審査の結果、補助の対象とならなかった場合、該当団体への交付はできないほか、採択となった場合でも、補助対象経費にあたらぬものについては交付することができませんので、十分に御留意願います。